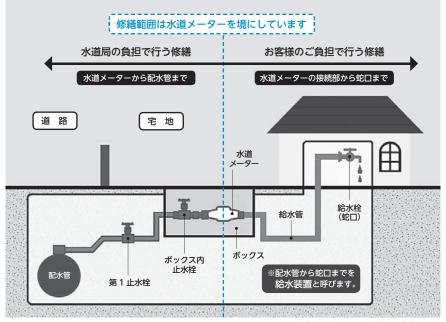
○漏水があった場合

水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、宅地内の蛇口から水道メーターまでの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市

指定給水装置工事事業者 (7ページ参照) に依頼 してください。

水道メーターより配水 管までの漏水を発見した 場合は、水道局工務室(な 0479-22-7783)へご連 絡ください。

集合住宅などの場合は、 公道から最も近い宅地内 の止水栓(第1止水栓) から配水管までを水道局 で修繕します。



※給水装置はお客様の財産です

漏水時の水道料金について、一定の基準を満たす場合に限って、漏水量の一部について で水道料金を減免することがあります。

詳しい内容は、水道料金センターにお問い合わせください。

■問合せ 水道料金センター ☎30-3131

- ●宅地内の水道の工事や修繕をするとき、
- ●水道を増設するとき、
- ●家屋解体の際の水道撤去のときは、



≫銚子市が指定する給水装置工事事業者に依頼してください。 ∥

